

令和5年度事業計画

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、持ち直しの動きがみられている。また、今後においても、新型コロナの感染症法上の位置づけが「5類」に引き下げられることに伴う規制の見直し、各種政策や海外経済の改善等により、さらなる持ち直しが期待される。しかし、一方で、新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響、原材料の供給や価格の動向による経済の下振れリスクや、金融資本市場の動向等には引き続き十分注視していく必要がある。

製パン業界においても、このような経済情勢の中で経営環境の改善が望まれるが、他の食品業界と同様、小麦、油脂、鶏卵、包材等の原材料価格、電気・ガス・ガソリン等のエネルギーコストへの対応が大きな課題となっている。また、諸物価の高騰が続き、家計負担が増している中で、消費者の節約志向が支配的であり、製品の2極化、3極化の傾向が強まっており、これらへの対応を図っていかなければならない。

このような厳しい環境の中ではあるが、製パン業界は、食料の安定供給という非常に重要な使命を果たすべく、食品の安全確保及び従業員の感染予防対策を引き続き徹底しつつ、変化する消費者ニーズに的確に対応した製品とサービスの提供に努めていく必要がある。

また、原材料・資材等の高騰に関しては、他業界と同様、企業努力の限界を超えているため、多くの会員が昨年1月、7月にそれぞれ製品価格の値上げを実施したが、今後の麦価や小麦粉価格の改定等を踏まえ、それぞれ知恵を出して間違いのない施策を講じていく必要がある。さらに、国内外で様々な状況が不安定な中で、日頃より、パン製造に不可欠な原材料・資材について、その需給動向を注視し、安定的に調達していかなければならない。加えて、消費者に誤解を与えないような適切な食品表示、適正な取引の推進、プラスチック削減・脱炭素・食品ロス削減等の環境問題への対応、パン食の普及等にも引き続き取り組んでいくことも重要である。

このため、当会としては、会員が一致協力して諸課題に適切に対応し、持続的に発展していけるよう、最大限の努力を行うこととし、令和5年度において下記の取組を積極的に実施していく。

1 主原料及び原材料対策の推進

- (1) 主原料である小麦について、政府売渡価格制度の適切な運用、内外価格差の是正を引き続き求める。
- (2) また、パンの製造に必要な不可欠な小麦、バター、鶏卵、小豆等の原材料の安定的確保のため、これらの需給等に係る情報収集等に努めるとともに、雑豆輸入制度の適切な運用を行う。

2 食品の安全性確保、品質管理に関する対策等の推進

製パン業界として、食の安全・安心の確保を図るため、これらに係る施策等の適切な情報の提供、意見交換等を行うとともに、各社において衛生管理の強化に自主的に取り組む。

3 食品表示の適切な推進

今後とも、消費者に誤認を与えることなく、消費者の自主的・合理的な商品選択に資するよう、表示に係る法令、自主基準の遵守を徹底するとともに、表示ルールに係る動向等を注視しつつ、必要な対応を図る。

4 適正な取引の推進

農林水産省の「食品製造業者・小売事業者間の適正取引推進ガイドライン」等を活用しつつ、引き続き、関連法令への適切な対応等を通じ、製パン業界のあるべき姿の実現を目指して努力していく。

5 物流対策の推進

物流改善に関する情報の提供、意見の集約を行う。

6 災害時等緊急時の対応と体制整備

阪神・淡路大震災、東日本大震災及び近年頻発している大災害時の経験を踏まえ、緊急事態発生時に必要な対応を行うとともに、危機管理対応体制の整備・強化を図る。

7 環境問題への対応

- (1) 環境問題の解決に向けて様々な対策が進められる中、プラスチックや食品ロスの削減、省エネルギー・脱炭素対策、に関する情報の共有・提供、当会の自主行動計画のフォローアップ、関係機関への意見提出等適切な対応を行う。
- (2) 特に、プラスチック容器包装リサイクル制度に関しては、容器包装と製品の一体的回収等を内容とする新たな制度やリデュース等の取組の更なる推進が行われることとなるが、食品産業センター及びプラスチック容器包装リサイクル推進協議会と連携し、製パン業界として不合理な負担が増えること等がないよう、活動を継続的に行う。
- (3) また、食品ロス削減に関しては、主な取組である発注リードタイムの適正化に向けて、関係団体の研究会に参画する等の対応を行う。

8 製パン業の業務継続、経営基盤に係る諸課題への対応

- (1) 国民にとって必要不可欠なパン製品の安定供給という使命を達成するため、各会員において新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策を引き続き徹底して実施できるよう、行政機関等からの関連情報提供の充実に努めていくとともに、必要に応じ諸要請を行う。
- (2) また、外国人を含む人材の確保、労務・安全対策等も含めて製パン業の経営基盤に関連する諸課題に適切に対応する。

9 パン食の普及啓発及び消費拡大

- (1) パン食普及協議会を中心とした、各地の広報・PR活動支援、ホームページ等を通じた情報発信の充実、国産小豆の利活用のための事業実施等を通じて、パン食の普及啓発事業を推進する。
- (2) 学校パン給食推進協議会を中心とした、各地の学校パン給食に係る活動や諸課題解決のための取組を支援する。
- (3) 消費者との対話や問い合わせ・苦情処理及び広報活動を行う

10 各種会議等の開催やWebの積極的活用

- (1) 上記の諸課題に適切に対応するため、定例会議、科学技術委員会、物流等改善委員会、労務研究会等を引き続き定期的を開催し、一層の情報提供や意見交換を行う。また、必要に応じて、関係者間の会合、行政機関・団体関係者等による説明会を開催する。
- (2) 各種会議や意見交換・説明会については、対面方式とともに、新型コロナウイルス感染症予防や業務効率化等を踏まえ、Webの積極的な活用を図る。

11 関係行政機関及び関連団体との連携等の強化

製パン業界を巡る様々な課題に関しての必要な対策の検討や要請を行うとともに、製パン業の一層の発展・社会的地位の向上や当会組織の強化・拡充を図るため、関係行政機関及び食品・小麦粉等関連団体との連携や意見交換等の活動を積極的に行う。また、パン産業振興議員連盟とも引き続き連携する。さらに、会員間あるいは関連業界との交流・親睦のための活動を行う。

12 創立60周年記念事業の実施

創立60周年記念式典・祝賀会の開催（10月19日）、記念誌の作成・配布（年内目途）等の記念事業を行う。